社会福祉法人 希望の丘福祉会
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所
ショートステイ 豊の郷　運営規程

第一章　　事業の目的及び運営方針

（目的）

第１条　社会福祉法人希望の丘福祉会が設置するユニット型介護老人福祉施設特別養護老人ホーム 豊の郷に併設される短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所 ショートステイ 豊の郷（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、他の介護保険施設、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第二章　　事業所の名称等

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　ショートステイ 豊の郷

所在地　京都府福知山市字大門９００番地

（定員）

第４条　事業所の入所定員は、２０名とする。

（通常の事業の実施地域）

第５条　通常の事業の実施地域は、福知山市内を原則とする。

第三章　　職員の職種、員数及び職務内容

（職員）

第６条　施設に次ぎの職員を配置するものする。

（１）　管理者　　常勤１名
（２）　生活相談員　　常勤１名以上
（３）　介護職員　　常勤換算７名以上
（４）　看護職員　　常勤換算１名以上
（５）　医師　　１名以上
（６）　管理栄養士　　常勤１名以上
（７）　機能訓練指導員　　１名以上（看護職員兼務）

２　前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職　務）

第７条　職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

（１）　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。事業所の業務を統
（２）　生活相談員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族の相談に応じるとともに、必要な助言、援助を行うものとする。
（３）　介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
（４）　看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
（５）　医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
（６）　管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
（７）　機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

２　職員は、常に必要な知識の習得及び資質向上に努め、施設はその為の研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

第四章　　事業の内容及び利用料

（食事の提供）

第８条　食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

２　施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

２　施設は、食事の提供にあたって適温に配慮し、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。食事の時間は、次の通りとする。

（１）　朝食　　午前７時３０分～午前９時３０分

（２）　昼食　　午後０時００分～午後２時００分

（３）　夕食　　午後６時００分～午後８時００分

４　食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるようその意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入所者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。

５　あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間（２時間以内）、食事の取り置きをすることができる。

（入　浴）

第９条　身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法による入浴を定期的に提供する。

２　１週間に２回以上、入浴又は清拭を行う。但し、利用者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

（排　泄）

第 10 条　利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

２　おむつを使用しなければならない利用者について、排泄の自立を図りつつおむつを適宜取り替えるものとする。

（離床・更衣・整容等）

第 11 条　離床、更衣、整容等の介護を適宜行うものとする。

（機能訓練）

第 12 条　利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

（健康保持）

第 13 条　医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

（相談、援助）

第 14 条　利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（介護計画の作成）

第 15 条　施設は、サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況を十分把握し、介護計画を作成する。また、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった介護計画を作成する。

２　介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

（サービス提供記録の記載）

第 16 条　施設は、サービス提供した際には、その提供日、内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記載する。

（送迎）

第 17 条　利用者の入所及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

（その他のサービスの提供）

第 18 条　趣味、教養、娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

２　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

（利用料）

第 19 条　施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料の本人負担分と滞在費、食費及び利用者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。

２　理美容代、その他指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提

供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を徴収するものとする。

3　通常の事業の実施地域を超えて送迎を行う場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から、10km ごとに 300 円を徴収するものとする。

第五章　　施設の利用にあたっての留意事項

（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第 20 条　利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、利用申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

（利用者の心得）

第 21 条　利用者は、他の利用者の意思及び人格に十分配慮しながら、社会規範を守り、自らの有する能力に応じた自立的な日常生活を営むことを通じて、健全な共同生活の運営に努めるものとする。

（施設内の禁止行為）

第 22 条　利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

（１）けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

（２）政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。

（３）指定した場所以外で火気を用いること。

（４）健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。

（５）ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（６）故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

（事業所の入退所）

第 23 条　事業所の利用者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

2　入所及び退所の時間は、利用者・家族等と相談の上決定するものとする。

3　利用者若しくは利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要が生じたときは、

直ちに管理者へ届け出るものとする。

（外出）

第 24 条　利用者は、外出（短時間のものは除く）する時は、あらかじめ、外出先、用件、事業所へ帰着する予定時刻等を施設長に届出るものとする。

（面会）

第 25 条　利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

（衛生保持）

第 26 条　利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

第六章　　緊急時における対応方法

（緊急時等における対応方法）

第 27 条　従業者等は、事業の提供中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応及び防止）

第 28 条　利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター、市町村及び京都府に連絡するものとする。

２　事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

４　事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

５　事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

第七章　　非常災害対策

（非常災害対策）

第 29 条　施設は、火災、風水害及び地震等非常災害時においては、入居者の安全を第一に優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

２　施設は、非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、年２回（そのうち年１回以上は夜間想定訓練を実施する）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

３　入所者は、前項の対策に可能な限り協力するものとする。

４　施設は、適切な量の備蓄食料品を準備することとする。

５　非常災害の発生の際にはその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

第八章　　その他運営に関する事項

（衛生管理等）

第 30 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

（感染症対策）

第 31 条　施設において、感染症又は食中毒の予防又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね２か月に１回開催する。

（２）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前項の対策委員会にて随時見直す。

（３）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に開催する。

（４）その他関係通知について周知・遵守する。

（身体拘束等）

第 32 条　施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

（個人情報の保護及び秘密の保持）

第 33 条　施設は、業務上知り得た利用者とその家族に関する個人情報並びに秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、利用者との契約終了後においても同様に秘密を保持するものとする。

２　職員は、業務上知り得た利用者とその家族に関する個人情報並びに秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

３　施設は、サービス担当者会議等で、関係市町村及びその他の保健・医療・福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（苦情対応）

第 34 条　事業所は、提供した指定短期生活入所介護及び介護予防短期生活入所介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録するとともに、迅速かつ適切な対応するために必要な措置を講じる。

（介護サービス情報の公表）

第 35 条　社会福祉法人希望の丘福祉会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

２　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業にかかる第三者評価事業を定期的に受審するものとし、この結果を公表するものとする。

（その他）

第 36 条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人希望の丘福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第九章　雑則

（改　正）

第 37 条　この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人希望の丘福祉会理事会の議決を経るものとする。

附　則

この規程は平成 １９年 １２月 １日から施行する。

この規程は一部改正し、平成 ２６年 ４月 １日から施行する。

この規程は一部改正し、平成 ２７年 ４月 １日から施行する。

この規程は一部改正し、平成 ２８年 ４月 １日から施行する。

この規程は一部改正し、平成 ３０年 ４月 １日から施行する。

この規程は一部改正し、平成 ３１年 ４月 １日から施行する。

この規程は一部改正し、令和 ２年　４月１日から施行する。

この規程は一部改正し、令和 ３年　４月１日から施行する。

この規定は一部改正し、令和 ４年　２月１日から施行する。

この規定は一部改正し、令和 ４年　４月１日から施行する。